

沼津市新中間処理施設整備運営事業

特定事業の選定

令和6年3月

沼 津 市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定に準じ、新中間処理施設整備運営事業（以下「本件事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条の規定に準じ、その客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和6年3月21日

沼津市長 頼重 秀一

第1 事業内容に関する事項

1 事業名称

新中間処理施設整備運営事業

2 本件事業に供される公共施設の種類

廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

沼津市長 頼重 秀一

4 事業の目的

沼津市（以下「本市」という。）では、沼津市清掃プラントをはじめとした複数の中間処理施設（以下「既存施設」という。）にて、燃やすごみ等の焼却処理及び資源ごみ・埋立ごみの選別・資源化処理を行っている。このうち、基幹的な中間処理施設である清掃プラントについては、昭和 51 年度の竣工から 47 年以上が経過して老朽化が進行していること、加えて十分な耐震性能を有していないことから、新たな中間処理施設の整備が求められている。

本件事業の実施目的は、既存施設に代わる新中間処理施設（以下「本件施設」という。）の整備及び運営業務において、民間事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担が低減されることを期待するものとし、適切な事業実施により施設の整備・運営に関する方針の具現化を目指すものである。

5 事業方式

本件事業は、D B O（Design（設計）－Build（施工）－Operate（維持管理・運営））方式により実施する。

落札者の構成企業及びS P C（S P Cを設立する場合）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、本市の所有となる本件施設の設計、施工及び運営管理に係る業務を一括して行うものとする。

6 事業範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

（1）本件施設の設計・施工範囲

事業者が行う設計・施工範囲は次のとおりとし、その他必要な仮設設備の設置・運用、必要な許認可の取得、実施設計に必要な調査（地質調査等）及び試運転（予備性能試験、引渡性能試験等を含む）を行う。

- ① 土木建築工事関係（地質詳細調査、杭打工事、建築機械設備、建築電気設備を含む。）

ア ごみ焼却施設 工場棟（他建屋と合棟も可とする）

- イ リサイクル施設 工場棟（他建屋と合棟も可とする）
- ウ 自己搬入ヤード（他建屋と合棟も可とする）
- エ 管理棟（他建屋と合棟も可とする）
- オ クリーンセンター管理事業所（他建屋と合棟も可とする）
- カ 多目的利用施設（他建屋と合棟も可とする）
- キ 計量棟（他建屋と合棟も可とする）
- ク 渡り廊下（必要に応じて）
- ケ 特別高圧受変電棟（必要に応じて）
- コ 洗車場
- サ ア～コ以外の建屋（必要に応じて）
- シ 煙突外筒（工場棟との一体型を想定）
- ス 敷地内外構工事

② プラント設備工事関係（ごみ焼却施設：エネルギー回収型廃棄物処理施設）

- ア 受入供給設備
- イ 燃焼設備
- ウ 燃焼ガス冷却設備
- エ 排ガス処理設備
- オ 余熱利用設備
- カ 通風設備
- キ 灰出し設備
- ク 給水設備
- ケ 排水処理設備
- コ 共用設備
- サ 電気設備
- シ 計装制御設備
- ス 研修設備

③ プラント設備工事関係（リサイクル施設：マテリアルリサイクル推進施設）

- ア 受入供給設備
- イ 破碎・選別処理系列
- ウ 缶処理系列
- エ ペットボトル処理系列
- オ ビン処理系列
- カ 危険ごみ処理系列
- キ 貯留・搬出設備
- ク 除じん・脱臭設備
- ケ 給水設備
- コ 排水処理設備
- サ 共用設備

- シ 電気設備
- ス 計装設備
- セ 研修設備

(2) 本件施設の運営管理業務

事業者が行う業務内容は、以下のとおりとする。

- ① 受付管理業務
- ② 運転管理業務
- ③ 維持管理業務
- ④ 環境管理業務
- ⑤ 有効利用及び適正処分業務
- ⑥ 情報管理業務
- ⑦ 防災管理業務
- ⑧ その他関連業務（清掃、敷地内緑地維持管理、見学者受付及び対応、夜間・休日等の住民対応等）

7 計画施設の概要等

(1) 計画地の概要

所在地	沼津市山ケ下町 2404-3（「別紙-3 計画地位置図」を参照）	
敷地面積	約 23,100m ²	
都市計画 事項	用途地域	準工業地域へ変更予定
	防火地域	指定なし
	高度地区	指定なし
	建ぺい率	60%以下（ただし、工場立地法に基づく生産施設面積率は50%以下）
	容積率	200%以下
	都市計画区域	市街化区域
	都市施設	ごみ焼却場（都市計画決定予定）
	景観計画重点地区	指定なし
	風致地区	指定なし
	日影規制	敷地周辺に指定あり
	緑化率	「沼津市土地利用事業指導要綱」及び「工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例」に基づく緑化基準を満たすこと

(2) 計画施設の概要

<p style="text-align: center;">ごみ焼却施設</p>	<p>(1) 処理方式：ストーカ式焼却炉 (2) 施設規模：210t/日（105t/炉×2炉 24時間連続運転） (3) 処理対象物 ア. 燃やすごみ イ. 焼却粗大ごみ ウ. 衛生プラントし渣 エ. 中間処理選別残渣 オ. 可燃性破砕選別残渣 カ. 不燃性破砕選別残渣 キ. 漂着ごみ ク. 災害廃棄物 ケ. その他 (4) 発電設備：蒸気タービン発電機 (5) 余熱利用施設：近隣敷地に整備予定</p>
<p style="text-align: center;">リサイクル施設</p>	<p>(1) 処理方式 ア. 破砕・選別処理系列：破砕＋選別（回分処理）＋貯留・搬出 イ. 缶処理系列：選別＋圧縮＋貯留・搬出 ウ. ビン処理系列：破砕＋貯留・搬出 エ. ペットボトル処理系列：選別＋圧縮・結束＋貯留・搬出 オ. 危険ごみ処理系列：選別（ヤード内での仕分け）＋破砕＋貯留・搬出 カ. ストック機能：貯留・搬出 (2) 施設規模と処理対象物：23t/日（1日あたり5時間稼働） ア. 破砕・選別処理系列：16.3t/日 （処理対象：焼却粗大ごみ、埋立ごみ、家電製品、金属類、その他プラスチック資源ごみ） イ. 缶処理系列：1.3t/日（処理対象：飲食用缶） ウ. ビン処理系列：3.5t/日（処理対象：飲食用ビン） エ. ペットボトル処理系列：1.6t/日（処理対象：ペットボトル） オ. 危険ごみ処理系列：0.3t/日（処理対象：危険ごみ） カ. ストック機能：（貯留対象：紙パック、自己搬入された古紙・古布） (3) その他：環境学習機能を備えた研修設備等を整備する</p>
<p style="text-align: center;">その他施設</p>	<p>自己搬入ヤード、管理棟、クリーンセンター管理事務所棟、計量棟、洗車場、敷地内外構設備 等</p>

8 事業期間

事業期間は、特定事業契約締結の日から、令和32年3月31日までとする。

建設工事請負契約に基づく建設工事の期間（工期）は、令和11年12月31日までとする。

運営管理業務委託契約に基づく業務委託期間は令和32年3月31日までとする。なお、契約締結日から令和11年12月31日までを「事前準備期間」と規定し、令和12年1月1日から令和32年3月31日までを「実運営期間」（20年3か月）という。

第2 本市が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

1 評価方法

(1) 選定の基準

本件事業をDBO方式として実施することにより、「事業期間を通じた本市の財政負担額の軽減を期待できること」、又は「本市の財政負担額が同一の水準にある場合においてサービス水準の向上が期待できること」の2点を選定の基準とした。

(2) 定量的な評価

本市が自ら実施する場合の本市の財政負担額と、DBO方式として実施する場合の本市の財政負担額の総額を算出のうえ比較し、これを現在価値に換算することで定量的な評価を行った。

(3) 定性的な評価

本件事業をDBO方式として実施する場合の公共サービスの水準等について、定性的な評価を行った。

2 定量的評価

(1) 定量的評価の前提条件

本件事業において、本市が自ら実施する場合の本市の財政負担額と、DBO方式として実施する場合の本市の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、VFMを算定する上で、本市が独自に設定したものであり、実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

本市の財政負担額算定の前提条件

	本市が直接実施する場合	DBO方式で実施する場合
財政負担額の主な内訳	① 設計・施工費 ② 運営・維持管理費 ③ 起債の支払利息 ④ 施工監理費 ⑤ 売電収益	① 設計・施工費 ② 運営・維持管理費 ③ 起債の支払利息 ④ 施工監理費 ⑤ 公租公課 ⑥ モニタリング費用 ⑦ 売電収益
共通の条件	① 事業期間：設計・施工期間4年6か月、運営期間20年3か月 ② 現在価値への割引率：0.20% ③ 物価変動は見込まない。	
資金調達に関する事項	① 交付金（循環型社会形成推進交付金） ② 起債 ③ 一般財源	① 交付金（循環型社会形成推進交付金） ② 起債 ③ 一般財源

設計・施工費に関する事項	DBO方式で実施する場合の費用を参考に算定した。	事前の民間事業者への見積調査の結果を精査し設定した。
運営管理費に関する事項	DBO方式で実施する場合の費用及び既存施設における実績を参考に算定した。	事前の民間事業者への見積調査の結果を精査し設定した。

(2) 本市の財政負担額の比較

上記の前提条件をもとに、本市が直接実施した場合の本市の財政負担額と、DBO方式として実施する場合の本市の財政負担額を、事業期間中にわたり支出時期に応じ算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を本市が直接実施する場合に比べ、DBO方式により実施する場合は、事業期間中の本市の財政負担額について、8.29%の削減が期待できる。

本市の財政負担額の削減効果（現在価値換算額）

本市が直接実施する場合	DBO方式で実施する場合
100	91.71

(3) DBO方式で実施することの定性的評価

本事業をDBO方式で実施することにより、次に示すような定性面での効果を期待することができる。

ア 設計・施工と運営の効率化

本件施設の設計施工、運営管理の各業務を民間事業者に一括して性能発注することにより、民間事業者による各業務を通じた包括的な創意工夫の発揮が期待でき、より効率的かつ機能的な設計・施工と運営が実施されると期待できる。

イ 長期的な視点に基づく運営内容の向上

廃棄物処理施設の運営について、長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営期間を通じた適時の修繕・更新等の実施、中長期の視点での業務改善の実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営内容の向上が期待できる。

ウ リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、本市と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が期待できる。民間事業者に移転するリスクの評価については、「(4) 民間事業者に移転するリスクの評価」に示す。

(4) 民間事業者に移転するリスクの評価

DBO方式で実施する場合は、本市が直接実施する場合に本市が負担するリスクの一部を民間事業者に移転して実施する。

DBO方式で実施する場合に民間事業者が負担するリスクについては、民間事業者が本市よりも効果的かつ効率的な管理が可能であるとともに、民間事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことにより、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考える。主に、以下に示すリスクについては、事業者のリスク管理能力を活かすことができ、サービスの質の向上を図ることができると考える。

ア 設計・施工段階におけるリスク

- ・測量・地質調査に関するリスク(本市が実施した部分に関するものを除く)
- ・設計変更に関するリスク(本市の指示によるものを除く)
- ・工事費増大に関するリスク(本市の指示によるものを除く)

イ 運営段階におけるリスク

- ・性能未達に関するリスク(本市の指示によるものを除く)
- ・施設瑕疵に関するリスク
- ・施設の破損に関するリスク(本市に帰責する事由によるものを除く)

(5) 総合評価

本事業をDBO方式として実施することにより、本市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について8.29%の縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等の定性的効果も期待することができる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条に準じて特定事業として選定する。

以上